

平成30年10月24日

平成30年第10回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成30年10月24日玉川村就業改善センター1階産就室に於いて第10回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(12名)	1番	高林きくみ	7番	小針 金之
	2番	石森 博信	9番	草野 陽子
	3番	渡邊 利秋	10番	阿部金四郎
	4番	須藤 安昭	11番	関根 春雄
	5番	関根 惠二	12番	角田 守之
	6番	石井 清藏	13番	眞弓 泰行

◎ 欠席委員 8番 佐久間悦男、14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

◎ 本日後1時30分、渡邊職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

9番 草野 陽子 11番 関根 春雄

◎ 議長 それでは議事に入ります。

議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定について、事務局より説明をお願いします。

◎ 事務局長 (朗読・説明)

◎ 議長 それでは、議案第32号番号1の調査員の角田守之委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 12番委員 議案第32号番号1について、調査結果の報告をいたします。

(角田 守之) 10月19日、矢吹洋一推進委員と事務局2名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、大字中字後作田■■番の■で、公簿が畑で現在は休耕中であり、場所は議案書の3ページと4ページを参照してください。

現地確認後、設定人の■■■■さんに話を伺い、翌日20日に被設定人の■■■■■■■■■■の■■■■さんに話を伺いました。

■■さんは、村の公共事業である上水道管入替工事を行う為、資材置場と現場事務所設置用地を探しておりました。そこで、現場近くの■■■■さんの所有する当該農地の使用をお願いしたところ、同意を得て、今回の農地法第5条の農地転用の許可申請になったとの事であります。

申請地はその他第2種農地であり、今回の件については、工事期間が平成31年2月28日までの一時転用であり、工事終了の対応についても両者とも確認しております。さらに排水対策においても排水溝を設置し、近接する側溝に流すとの事であり心配ありません。両者共に承知しており問題はないものと思われれます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

されました。

次に、議案第32号番号3の調査員の渡邊利秋委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 3 番委員
(渡邊 利秋)

議案第32号番号3について、調査結果を報告させていただきます。

10月19日、石森三男推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。

申請地は、山新田字河平■■番の■で地目は田であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、被設定人の■■■■■■■■さんと設定人の■■■■■■■さんに話を伺いました。

今回の申請は6月の総会時に農振除外について意見決定したものの転用案件です。内容につきましては、昭和60年に井戸を設置し、以後30年以上使用していましたが、親会社である■■■■■■■■■から農地転用をすべきであるとの指摘があったため、今回の農地法第5条の申請になりました。

申請地は東側には河川、西側には山林が広がっており、その他第2種農地に該当しますので転用可能な農地であります。

また、当該農地付近には水路等の農業施設の新設は行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので支障がないものと思えます。

被設定人及び設定人とも承知しており問題ありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長

ただいま調査員の渡邊委員から調査結果の報告がありましたが、ご意見や質問がある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎ 議 長

ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第32号番号3について提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長

異議なしと認め、議案第32号番号3については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎ 事務局 長 (朗読・説明)

◎ 議 長

次に、議案第33号番号1の調査員の須藤安昭委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 4 番委員
(須藤安昭)

議案第33号番号1について調査結果を報告します。

10月19日、矢吹洋一推進委員、事務局2名と現地調査をしました。申請地は、小高字下川田■■番で地目は田です。場所は議案書を参

照くください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項に定められている通り、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている事が必要であるため、それらを調査しました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、玉川村では農業集落内における農業用水の水質保全及び生活環境の整備を図るため、小高地区に農業集落排水処理施設を建設する必要が出て参りました。

当該農地は処理場用地としての面積が十分に確保出来ること、更に村道が接していること、処理区域内の最下流の端部分で一級河川阿武隈川が近くにあることから最適地であると判断し、当該申請地以外への設置では本来の目的を達成出来ませんので本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地は農地の広がり状況から見えますと第1種農地に該当しますが、村道に接しており、広がりのある農地の西側の端にあることから、隣接する農地の集団性や農作業の効率化に影響はないと思われます。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、担い手への集積、計画は無く農地の利用集積等に支障を及ぼさないと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」ですが、農用地区域内の法第3条第3項の施設を有する機能に支障を及ぼす恐れはなく、今後も農業施設の整備計画も無いため問題ないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」ですが、当該農地は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないと思われます。

調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査結果の報告がありましたが、ご意見や質問がある方はお願いいたします

◎ 12 番委員 (角田 守之) 集落排水の処理場に関しまして、一番の問題は匂いがどの程度出るかという事だと思いますが、私も現地は確認してますが、田ばかりで心配はないと思うのですが、隣接する土地の所有者の内諾を取る必要はないのでしょうか。

◎ 事 務 局 今回の申請にあたっては、隣接地の同意までは法律上は求められておりません。竜崎の処理場も田の真ん中にあるのですが、その際も特に

隣接地の同意は書類上もらっておりませんが、当然建てる場合には周辺の方々へお話するようになると思われます。

◎ 12 番委員 (角田 守之) 隣接地の所有者が私は何もわからなかったのでは問題になるのかなと思ったものですから、村で担当しているのは地域整備課でしょうが、確認して進めていただきたいと思います。

◎ 事務局 そのようなご意見があったということで地域整備課へ伝えておきます。

◎ 議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 33 号番号 1 について提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議長 異議なしと認め、議案第 33 号番号 1 については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号番号 2 の調査員の石井清蔵委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 6 番委員 (石井 清蔵) 議案第 33 号番号 2 について調査結果を報告します。
10月19日、草野壽幸推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を行いました。

申請地は、竜崎字原作田■■■番■で、地目は畑であります。場所は議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項に定められている通り、同法第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第 2 項第 1 号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は現在携帯電話の普及に伴って、通話品質が低下する地域が発生したため、その改善方法として中継基地局を建設する必要が出てまいりました。

当該農地は工事用地の確保ができること、さらにメンテナンスが容易に行えるという条件が揃っているため最適地であると判断したため、当該申請地以外への設置では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第 2 項第 2 号の「農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地付近には電力柱と電信柱が建っており、さらに今回は無線基地局を道路に沿って建設する予定であることから、隣接

する農地の集団性や農作業の効率化に影響はないと思われま

す。次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、農地の利用集積等に支障を及ぼさないと思われま

す。次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」ですが、農用地区域内の法第3条第3項の施設を有する機能に支障を及ぼす恐れはなく、今後も農業施設の整備計画も無いため問題ないと思われま

す。次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないと思われま

す。調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の石井委員から調査結果の報告がありました

が、ご意見や質問がある方はお願いいたします

(「なし」の声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第33号番号2について提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第33号番号2については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号番号3の調査員の渡邊利秋委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 3 番委員 議案第33号番号3について調査結果を報告します。

(渡邊 利秋)

10月19日、石森三男推進委員、事務局2名と現地調査を行いました。申請地は、四辻新田字諏訪平■■■番で地目は田であります。

場所は議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項に定められている通り、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているかを調査しました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、四辻新田地区では現在、水道未普及地域であることから、上水道整備のための施設を建設する必要が出てまいりました。

当該農地は浄水場用地としての面積が十分に確保できること、さらに

水道水源に近接していることから最適地であると判断したため、当該申請地以外への設置では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地の南側には山林、東側は道路に接しており、また広がりのある農地の南端にあることから、隣接する農地の集団性や農作業の効率化に影響はないと思われます。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、農地の利用集積には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、農用地区域内の法第3条第3項の施設を有する機能に支障を及ぼす恐れはなく、今後も農業施設の整備計画も無いため問題ないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないと思われます。

調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 　　ただいま調査員の渡邊委員から調査結果の報告がありましたが、ご意見や質問がある方はお願いいたします

- ◎ 7 番 委 員 　　水道施設を四辻新田に建設する予定であります、四辻地区の水源は
　　(小針 金之) 　　ダムの水なのでしょうか。

- ◎ 3 番 委 員 　　水源ですが、村で井戸を掘ってあります。
　　(渡邊 利秋)

- ◎ 事 務 局 　　ダムではなくて、村で何か所か調査ボウリングして一番水が出る所に
　　今、既に井戸は作ってあります。
　　井戸から水を吸い上げて、一度溜めて浄化する施設を建設するための
　　用地を今回確保したいという内容です。

- ◎ 12 番 委 員 　　四辻地区だけが使用するのでしょうか。
　　(角田 守之)

- ◎ 事 務 局 　　計画では、四辻新田から県道を下ってきて、河平、小半弓、滝作。
　　滝作の所にもう一か所タンクを作り、更に圧を上げてもっていく。
　　母畑の浄水場も新しくしなければいけないのですが、あの水も母畑須
　　賀川線を通して南須釜に来ているのですが、その管が古くなってしま
　　い新しくしなければいけない。新しくするのにも、母畑の道路が狭くて
　　工事が出来ない事から、逆にダムの方に母畑の水を持ってきて、そこか

らタンクで全部村内に回そうという事で、長期の計画にはなるのですが、その作業に入るので、将来的には母畑の水と四辻の水と両方地域に行くようになります。

◎ 12 番委員 水道というのは、湧出量はあるのでしょうか。
(角田 守之)

◎ 事務局 今回の所は、十分水量は出ております。
極端な話をすると、試験掘りをして、前に何トンも出ているのですが、季節によって増減があるので、その為に大きい用地を確保してそこに貯水して安定的に供給するように計画しております。

◎ 議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第33号番号3について提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議長 異議なしと認め、議案第33号番号3については、原案のとおり可決されました。
本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回日程 平成30年11月26日(月)午後1時30分
玉川村役場北庁舎 1階 会議室

2 平成30年度福島県下農業委員会大会及び視察研修について
別紙により説明

3 福島県農業会議行事予定について
別紙により説明

◎ 議長 その他に何かありませんか。なければ以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。

7 閉会 須藤職務代理者